

平成22年4月22日宣告 裁判所書記官 田 島 聡

平成21年(わ)第1800号

判 決

本 籍 東京都墨田区八広5丁目12番地

住 居 同区堤通2丁目3番1-1208号 東白鬚第一マンション

無 職

大 高 正 二

昭和16年1月29日生

本 籍 広島県福山市鞆町後地693番地

住 居 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥4丁目10番地の7

第1サニーパレス704号

不 動 産 賃 貸 業

山 野 咲 子

昭和17年4月20日生

本 籍 兵庫県美方郡香美町香住区余部916番地

住 居 相模原市南区東林間2丁目13番10号 ヴィラ田園101

無 職

橋 本 和 憲

昭和13年6月30日生

上記3名に対する各名誉毀損被告事件について、当裁判所は、検察官土居景子出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

被告人3名をそれぞれ懲役10月に処する。

未決勾留日数中、被告人大高正二及び被告人橋本和憲に対しては各50日を、被告人山野咲子に対しては190日を、それぞれその刑に算入する。

被告人3名に対し、この裁判が確定した日から各3年間、それぞれその刑

の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人3名は、共謀の上、株式会社千葉興業銀行（当時の代表取締役池澤秀夫、現在の代表取締役青柳俊一）の名誉を毀損しようとして、別紙一覧表記載のとおり、平成21年1月28日から同年2月26日までの間、前後4回にわたり、千葉市美浜区幸町2丁目1番2号所在の同銀行本店前路上において、拡声器を使用し、「千葉興業銀行はやってはいけない迂回融資、ここで取り立ててはいけない者から残債を取り立て更に裁判で争われるとその裁判官まで買収する。裁判官ではありません、書記官も全てです。買収して自分達の悪行を押込めた。」「とにかく千葉興業銀行が山野から、1400万円を詐欺、横領、強奪したことは間違いありません。」「あなた方は弁護士と共謀で脅し、私から不当に脅し取ったんです。」「詐欺、横領、強奪犯千葉興業銀行。信用が第一であるはずの金融機関が、泥棒強盗のような悪質な営業を続けている、暴力団的な悪質な営業を続けている。」「迂回融資は、銀行法で禁止されていることです、民法708条によって不法融資をしたものだから不良債権がでてそこから取れないので全く融資も受けていない山野から取るというとんでもないことをやって横領したのが興銀さんです。」などと大音量で演説し、もって公然と事実を摘示して同銀行の名誉を毀損したものである。

(証拠の標目)

(括弧内の甲又は乙及びこれに続く数字は、証拠等関係カード記載の検察官請求証拠の番号を示す。)

被告人大高正二（以下「被告人大高」という。）及び被告人橋本和憲（以下「被告人橋本」という。）の当公判廷における各供述

第1回公判調書中の被告人大高、被告人山野咲子（以下「被告人山野」という。）及び被告人橋本の各供述部分

第2回公判調書中の証人湯浅宏行の供述部分

第3回公判調書中の被告人山野の供述部分

被告人橋本の検察官に対する供述調書（乙7）

被告人山野の警察官に対する供述調書（乙4）

検察事務官作成の捜査報告書（甲20）

警察官作成の証拠品（CD-R）精査報告書8通（甲6ないし甲13）、証拠品の解析結果撮影報告書抄本4通（甲14ないし甲17）、実況見分調書抄本（甲18）、土地登記簿の写し入手報告書（甲21）

千葉地方法務局登記官作成の履歴事項全部証明書（甲3）

（補足説明）

被告人山野及び被告人橋本の弁護人は、判示事実のうち、演説の音量が大音量であったとの点を争うが、本件犯行当日、被告人らが拡声器を用いて演説を行ったことは証拠上明らかである上、証人湯浅宏行の供述によれば、被告人らが演説したため、騒音がひどく、近隣住民から株式会社千葉興業銀行（以下「千葉興銀」ともいう。）に対し苦情の電話等があったことが認められることからすれば、被告人らの演説の音量が大音量であったことが優に認められる。

（法令の適用）

被告人3名の判示各所為はいずれも包括して刑法60条、230条1項に該当するところ、所定刑中いずれも懲役刑を選択し、その所定刑期の範囲内で被告人3名をそれぞれ懲役10月に処し、同法21条を適用して、被告人大高及び被告人橋本に対し未決勾留日数中各50日を、被告人山野に対し未決勾留日数中190日をそれぞれその刑に算入することとし、情状により同法25条1項を適用して、被告人3名に対し、この裁判が確定した日から各3年間それぞれその刑の執行を猶予することとし、訴訟費用は刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人3名にいずれも負担させないこととする。

（弁護人らの主張に対する判断）

1 弁護人らの主張

- (1) 被告人3名の各弁護人は、被告人3名が、共謀の上、罪となるべき事実記載の街宣行為（以下「本件街宣行為」という。）を行ったことは争わないものの、①被告人3名は、公共の利害に関する事実について、専ら公益を図る目的で本件街宣行為を行ったものであり、また、被告人3名がその際摘示した事実（以下「本件摘示事実」という。）はいずれも真実である、②仮に、本件摘示事実が真実とは認められないとしても、被告人3名が本件摘示事実を真実であると誤信し、その誤信したことについては、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるので、名誉毀損罪の故意を欠くとして、被告人3名に名誉毀損罪は成立しないと主張し、被告人3名も当公判廷においてこれに沿う供述をする。
- (2) また、被告人大高の弁護人は、本件公訴提起は、無実の被告人大高を罪人に仕立て上げることにより、その言論を弾圧するという不当な目的でなされたものであるから、公訴権を濫用したものとして、公訴が棄却されるべきであると主張する。

2 当裁判所の判断

- (1) 関係証拠によれば、以下の各事実が認められる。

ア 被告人山野は、千葉市中央区椿森2丁目537番9号所在の土地を取得し、平成元年4月に同土地の所有権移転登記手続を了したが、既に同土地には、千葉興銀の日本橋設計工務株式会社に対する4000万円の貸付金を担保するため、根抵当権者を千葉興銀、極度額を5000万円とする根抵当権が設定されていた。

被告人山野は、上記土地の所有権を確保するため、平成3年12月、千葉興銀に対し、上記借入金残債務1403万9715円を立替払し、上記根抵当権設定登記を抹消した。

イ 被告人山野は、平成10年、上記立替払は千葉興銀による強迫行為によるものである旨を主張し、千葉興銀を被告として、不当利得返還請求権に基づき、上記立替金相当額である1403万9715円及びこれに対する平成3

年12月25日（上記立替払日）から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める民事訴訟を提起した。

③ 上記訴訟については、平成13年4月、被告人山野の請求を棄却する旨の判決が言い渡され、被告人山野はこれを不服として上訴したが、同年7月、控訴を棄却する旨の判決が言い渡され、同年12月には上告を棄却する旨の決定がされ、そのころ、確定した。

ウ 被告人山野は、その後の平成19年にも、千葉興銀を被告として、損害賠償等を求める民事訴訟を提起しており本件街宣行為を行った当時（平成21年1月28日から同年2月26日まで）、当該訴訟が係属中であつた。

エ 被告人大高及び被告人橋本は、かねてから「公共問題市民調査委員会」なる名称の団体に所属し、街宣活動等を行っていたが、その活動の過程で、上記のとおり千葉興銀との間で民事訴訟等の紛争を抱えていた被告人山野と知り合い、同被告人の民事訴訟を支援し、その弁論を傍聴するようになった。

オ 被告人山野は、平成20年7月ころ、民事裁判の傍聴に来ていた被告人大高及び被告人橋本に対し、融資申込書の閲覧を求めるために千葉興銀へ出向く際の同行を求め、同被告人らを同道して千葉興銀に赴いたが、対応した同銀行行員からこれを拒絶され、その帰り際、被告人大高は、行員に対し「街宣活動をやりますよ。」などと述べ、被告人山野及び被告人橋本もこれに賛同し、そのころから、街宣用の看板を作成してワゴン車に取り付けたり、街宣日の道路使用許可申請をするなどして、千葉興銀に対する街宣行為のための準備を開始した。

カ 被告人らは、平成21年1月28日から同年2月26日までの間、千葉興銀本店前路上に被告人橋本運転の街宣車で赴き、被告人山野及び被告人大高が街宣車から降車して、拡声器を用いて、判示のとおりの本件街宣行為を行い、「山野から強奪した1400万円、強奪横領した1400万円、それに利息を付けてお返し下さい。」（甲6）などと、千葉興銀に対し、被告人山

野に対する金銭の支払を要求する内容の発言を多数回繰り返し、また、「強奪された1400万円と利息を返していただければ、我々の行動も終了です。」などと金銭の支払により本件街宣行為を止める旨の発言をした。

キ 千葉興銀は、同年6月4日、本件街宣行為が千葉興銀に対する名誉毀損に当たるとして告訴し、被告人3名は、同年7月10日ころ、いずれも本件街宣行為が名誉毀損に該当する旨の被疑事実により逮捕された。さらに、千葉興銀の代表取締役青柳俊一（平成21年6月26日、同社代表取締役池澤秀夫退任により、新たに代表取締役に就任）から委任を受けた弁護士らは、同年7月31日、被告人3名を千葉興銀に対する名誉毀損で告訴し、同日、被告人3名は、本件公訴事実記載の名誉毀損罪により起訴された。

(2) 刑法230条の2第1項の主張等（上記1(1)）について

前記認定事実によれば、被告人山野は、長年にわたり、千葉興銀に対し、金銭の支払を求めて、民事訴訟を提起し、本件犯行当ても民事訴訟が係属中であつたところ、被告人大高及び被告人橋本は、被告人山野の上記民事訴訟を支援していた者であること、被告人3名は、被告人山野の民事訴訟のため、融資申込書の閲覧を求めたが千葉興銀行員にこれを拒絶された平成20年7月ころから、同銀行に対する街宣行為を計画、準備した上、同銀行に対し、被告人山野への金銭の支払を求める内容の発言を多く含む本件街宣行為に及んだことなどが認められ、このような被告人山野と千葉興銀との関係、被告人3名の関係、本件街宣行為に至るまでの経緯、本件街宣行為の演説内容等によれば、被告人3名が、公共の利害に関する事実について、専ら公益目的を図る目的で本件街宣行為に及んだとは考えられず、その主たる動機は、千葉興銀に、被告人山野が長年にわたり請求してきた前記金員を支払わせ、同被告人の経済的利益を図ることであつたと認めることができる。

このことは、被告人山野自身が捜査段階において、「その街宣活動も自分たちのためにやっているのです、他の人等のことまで考える余裕すらないので

す。」「私等が街宣活動をする事によって、銀行側が自分達の失態を認め、千葉興業銀行が私等に謝罪をし、不良債権1300万円に利息を含めた1400万円とその元金に対する利息分として約3000万円を支払って貰えば、街宣活動はやめようと思っています。」(乙4)と供述し、被告人橋本も捜査段階において、「私たちがこのような演説をしたのは、千葉興銀に自分たちの非を認めさせて、私たちの要求に応じ、融資申込書を開示させたり、山野さんから掠め取った1400万円に利子を加えた約3000万円を返済させるためでした。」(乙7)などと供述し、被告人山野の経済的利益を図るために本件街宣行為を行ったことを認める供述をしていたことによっても裏付けられている。

これに対し、被告人3名は、公判廷において、本件街宣行為の目的は、千葉興銀の不正をただすことにあるなどと公益目的であった旨の供述を繰り返しているが、上記の認定事実並びに被告人山野及び被告人橋本の捜査段階の供述等に照らして、信用できない。

以上のとおりであるから、被告人3名が、公共の利害に関する事実について、専ら公益を図る目的で本件街宣行為を行ったものとは認められず、本件摘示事実の真実性等を検討するまでもなく、この点に関する弁護人らの主張は理由がない。

(3) 公訴権濫用の主張について

被告人大高の弁護人は、本件公訴は、同被告人の言論弾圧を目的として行われたものであり、公訴権の濫用に当たるなどと主張しており、被告人大高の公判供述によれば、本件の前後に、同被告人に対する逮捕・勾留が繰り返されたことが認められる。しかしながら、前記説示のとおり、本件街宣行為が名誉毀損罪に該当することが優に認められ、被害者である千葉興銀の告訴も適法に具備されている本件において、本件事案の内容等をも併せ考慮すれば、上記のとおり被告人大高に対し逮捕・勾留が繰り返された事情を考慮しても、本件公訴提起が被告人大高の言論弾圧を目的として行われたものとはいえない。よって、

弁護人の公訴権濫用の主張は理由がない。

- (4) なお、被告人山野は、公判において、本件告訴に違法があるかのような供述をしているが、千葉興銀の代表取締役青柳俊一から適法な委任を受けた弁護士らにより、平成21年7月31日、本件街宣行為について、被告人ら3名を名誉毀損罪で告訴する旨の告訴状が提出され、同日、被告人3名が、本件公訴事実記載のとおり名誉毀損罪で起訴されたことは上記認定事実のとおりであり、告訴の存在、時期等について、何らの違法は認められない。

また、被告人山野の主張を、告訴がなされる以前に本件街宣行為について、名誉毀損罪について逮捕・勾留がなされたのは不当であるという主張と解しても、その主張自体の当否はともかく、上記のとおり千葉興銀は、被告人3名の逮捕に先立つ同年6月4日に、名誉毀損罪で告訴をしているから、主張の前提を誤っており、採用できない。

(量刑の理由)

本件は、被告人3名が、被害者である千葉興銀の名誉を毀損することを企て、路上において、拡声器を用いて判示のとおり演説行為を行い、同銀行の名誉を毀損したという事案である。

被告人山野は、長年、被害銀行に対し、自己が取得した土地に設定されていた被害銀行を根抵当権者とする根抵当権設定登記を抹消するために支払った金銭等の支払を求め、民事訴訟を提起するなどして被害銀行と争っており、被告人大高及び被告人橋本は、これを支援していたものであるが、従前のような交渉等ではもはや被告人山野が長年求めてきた、被害銀行からの上記金員の回収を図ることはできないなどと考え、専ら同被告人の経済的利益を図る目的で本件街宣行為に及んだものであり、短絡的かつ身勝手に利欲的な犯行の動機に酌量の余地はない。

被告人らは、店舗、病院、マンション等が建ち並ぶ住宅街に位置する被害銀行本店前路上において、付近会社の従業員等が就業し、人通りの多い日中の時間帯に、1か月弱の期間にわたり、繰り返し、拡声器を用いて、大音量で公然と本件街宣行

為を行い、被害銀行が違法行為、犯罪行為を行っていることを強調する演説を繰り返し、被害銀行の社会的評価を害するおそれのある状態を生じさせたものであって、本件犯行の態様は、執拗かつ悪質である。

被告人らは、公判において、本件街宣行為の目的について、不正をただす世直し目的であり、専ら公益目的であると主張して本件犯行の違法性について強く争っており、真摯な反省の態度は見られない。

被告人山野は、自らの利益のために本件街宣行為を行うことを強く求め、終始積極的に演説行為を行ったものであり、本件犯行を主導した者としての責任を免れないし、被告人大高は、被告人山野に街宣活動を提案し、本件犯行当日は、率先して多くの演説行為を担当し、被告人橋本は、本件街宣行為に使用するための街宣車、拡声器等の事前準備などを率先して行い、本件犯行当日は運転手として街宣車を運転して本件犯行現場に赴いたものであり、本件犯行は、被告人大高及び被告人橋本の加担行為がなければ実現不可能なものであったから、被告人ら3名の刑事責任は等しく重いというべきである。

これらの諸事情からすれば、被告人らの刑事責任はいずれも軽視できない。しかしながら、本件街宣行為の態様、その内容等からすれば、本件街宣行為により被害銀行の社会的信用が著しく害されたとまでは認め難いし、その影響が被害銀行本店周辺を超えて広範囲に及んだともいえないこと、被告人3名には、量刑上考慮すべきような前科はないこと、被告人3名の生活状況、その年齢のほか、証拠上認められる被告人3名のためにそれぞれ酌むべき諸事情を考慮すれば、被告人3名をそれぞれ主文の刑に処した上、いずれもその刑の執行を猶予するのが相当であると判断した。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 被告人3名に対し、いずれも懲役1年)

平成22年4月28日

千葉地方裁判所刑事第1部

裁判長裁判官

彦坂孝孔

裁判官

角谷比呂美

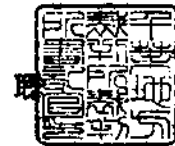
裁判官

土倉健太

これは謄本である

同日同
裁判所書記官

片田島



別紙
一覧表

番号	犯行年月日	摘示内容
1	平成21年1月28日	<p>山野から強奪した1400万円、強奪横領した1400万円、それに利息を付けてお返し下さい。</p> <p>契約関係もない、保証人でもない物件の持主から残債を払わなかったら競売にかけると脅してその様なやり方で回収するような金融機関などありえないとこの銀行でも言われます。</p> <p>千葉興業銀行は、悪質な貸金業者だ。 どう考えたって千葉興業銀行のやったことは詐欺、横領、強奪、恐喝これ以外の何者でもありません。</p> <p>千葉興業銀行は日本橋設計工務に悪知恵を入れ、すでに日本橋設計工務が売却している不動産を担保に千葉興業銀行は日本橋設計工務に4000万円を貸付をした。ところがこの日本橋設計工務は1300万円を残して債務不履行になった。日本橋設計工務は借入に当たり担保ばかりではなく保証人を付けていた。だから本来なら保証人から残債を取り立てるのが筋なんです。ところが千葉興業銀行は手っ取り早く、その貸してもいない山野の、山野の土地の担保権を悪用して山野から残りの1300万円と利息100万円を脅し取ったのです。これがこの犯罪の実態です。</p> <p>日本橋設計工務と結託して不動産の持主である山野の不動産を担保にして日本橋設計工務が千葉興銀から4000万を借りました。ところが日本橋設計工務は1300万円の負債を残して倒産いたしました。その残債1300万を借りてもいない山野から脅し取ったのです。</p> <p>銀行としてやってはいけない迂回融資をあなた方は教唆をし、それに基づいて物件を担保にお金を貸したといえます。物件を担保に貸したんですからお金を持ってこなければ抹消できませんとあなた方は言われました。そして既に建設が倒産する事を見越して融資したと思います。融資した設計工務は稼働しているにもかかわらず、保証人でもない物件の持主からあなた方は強制的に奪い取ったんです。</p>
2	平成21年2月5日	<p>千葉興業銀行はやってはいけない迂回融資、ここで取り立ててはいけない者から残債を取り立て更に裁判で争われるとその裁判官まで買収する。裁判官だけではありません、書記官も全てです。買収して自分達の悪行を押込めた。</p> <p>銀行さん、信用が第一ですよ。信用を失うような悪いことをやってはいけませんよ。</p> <p>千葉興業銀行さん、詐欺、横領、恐喝犯、これでよく、立派な看板を立てて平気でいられますねー。</p> <p>千葉興業銀行さんの過ちを認めて強奪した1400万円と利息を返してください。</p> <p>とにかく千葉興業銀行が山野から、1400万円を詐欺、横領、強奪したことは間違いありません。</p>
3	平成21年2月6日	<p>あなた方は弁護士と共謀で脅し、私から不当に脅し取ったんです。</p> <p>結局残金1300万円とそれに対する利息100万円の合計1400万円、千葉興業銀行に強奪された。これが事件の全貌です。</p> <p>この裁判においても未だに千葉興業銀行は、犯罪を積み重ねた。それは裁判官を買収したんです。書記官を買収したんです。ひどい話ですねー。</p> <p>千葉興業銀行は、善良な人間を地獄に蹴落とすようなひどいことをやって、平気なんですか。</p> <p>千葉興業銀行さん、千葉興業銀行の営業内容というのは詐欺、横領、恐喝ですか。</p>
4	平成21年2月26日	<p>詐欺、横領、強奪犯千葉興業銀行。信用が第一であるはずの金融機関が、泥棒強盗のような悪質な営業を続けている、暴力団的な悪質な営業を続けている。</p> <p>皆さん用心してください、お金のある人は、このような悪質な千葉興業銀行に預金をしておくと、何時の間にかお金がなくなっちゃっているんですよ。皆さん十分注意してください。</p> <p>本当に山野は苦しんでいる、これにもかかわらず、冷酷残酷に、山野から無理やりその1300万円を取上げた、こんな酷いことをやっているのが千葉興業銀行です。</p> <p>千葉興業銀行さん、頭取池澤秀夫さん、悪質な営業は止めてください、お金を返してください。詐欺、横領、強奪、悪質金融機関、千葉興業銀行、速やかに強奪したお金を返してください。</p> <p>詐欺、横領、強奪犯、千葉興業銀行、神妙にお縄につけ。</p> <p>迂回融資は、銀行法で禁止されていることです。民法708条によって不法融資をしたものだから不良債権がでもそこから取れないので全く融資も受けていない山野から取るというんでもない事をやって横領したのが興銀さんです。</p>